

10月1日から産業廃棄物に関する税制度（循環資源利用促進税）がスタートします

●この税金は、産業廃棄物の最終処分場への搬入に対して課税されるもので、税収は、産業廃棄物の排出抑制やリサイクルの推進などの費用に充てられます。

●この税金を負担する方は、産業廃棄物を排出する事業者です。



●産業廃棄物を中間処理してから最終処分場に搬入する場合は、中間処理業者の方が循環資源利用促進税を負担することになりますので、中間処理業者の方は産業廃棄物を排出する事業者に対し、中間処理料金に循環資源利用促進税相当額を転嫁して請求することとなります。

●負担する税額は、産業廃棄物1トン当たり、次のとおりです。

- 平成18年10月1日から平成19年3月31日まで 330円
- 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 660円
- 平成20年4月1日から 1,000円

#### お問い合わせ先

留萌支庁税務課課税係

☎ 0164-42-8417

情報

## インフォメーション

### インフルエンザ予防接種を実施いたします

#### 【実施期間】

11月1日(水)～11月17日(金)

#### 【実施場所】

幌延町立病院及び問寒別診療所

#### 【料 金】

16歳以上2,300円

15歳以下4,600円（2回接種）

#### 【申込み】

今年度65歳以上になる方は、保健センターに申込みをすると、1,300円の補助が受けられます。

#### 【申込期間】

9月15日から10月20日まで

#### 【そ の 他】

詳細は回覧でお知らせいたします。

#### ■お問い合わせ先

保健センター ☎ 5-1790



お急ぎください!! 児童手当等の請求期限が9月末日に迫っております！

平成18年4月の児童手当制度改正により、支給対象年齢がこれまでの小学校3年生から小学校6年生までに拡大され、併せて、所得制限限度額が引き上げられました。

これにより、新たに児童手当等の支給対象となる小学校5、6年生の児童及び所得制限の緩和に伴い対象となる児童の保護者は、平成18年9月30日までに認定請求書等を提出することにより、平成18年4月にさかのぼり児童手当等が支給されます。平成18年10月以降に認定請求書等の提出があり、支給要件に該当する場合は、請求月の翌月からの支給となってしまいます。対象となる方で、認定請求書等を提出されてない方は、必ず期限までに手続きくださいますようお願いいたします。

手続きの際に必要となる書類等については、平成18年5月号の広報誌をご参照ください。

#### ■お問い合わせ先

町民課保健福祉グループ  
福祉住民担当

☎ 5-1111(内線158)